

英国消費者信用法制の改革 要旨

野村美明（のむらよしあき）

連合王国（以下「英国」という）の消費者信用制度は、1974年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）が制定されてから30年目にして、大きく変貌しようとしている。改革方針は、2003年に通商産業省（Department of Trade and Industry）が公表した白書『公正で透明で競争的 - 21世紀の消費者信用市場』ⁱに示されている。そのうち、第1に透明な市場を実現するための方策は、情報開示や広告規制に関するルールである。第2に公正な市場を創造するための方策は、免許制の強化、不公正テストの導入および25,000ポンドの適用上限の廃止やオンブズマン制度の導入を骨子とする。

第1の情報・広告に関するルールは、2004年に成立した規則および命令（第2次立法）でほぼ実施される。第2の公正市場創設のための方策は、1974年消費者信用法自体の抜本的改正（第1次立法）によって実現される。抜本的改正のための消費者信用法案は2004年12月に下院に提出された。後者については別稿を予定している。

本稿ではⁱⁱ、第1の情報・広告に関する規則と同じく2004年に成立した電子取引に関する規則および消費者信用の単一市場を創設するための欧州共同体（European Community）指令（directive）を英国で実施するための規則・命令の概要を紹介している。

EC指令を国内法化した2004年金融サービス（隔地的販売）規則は、カードについて注目すべきルールを含んでいる。

規則14（指令8条）によれば、消費者に対して発行された決済カードが他人によって隔地的契約に関する支払いをするために不正に使用された場合には、消費者は支払いのキャンセルを請求することができ、支払われた金額について発行者から再記帳または返還を受ける権利を有する（通常の契約の場合には債務者は50ポンドの範囲で免責される）。決済カードとは、クレジットカード、チャージカード、デビットカードおよびストアカードを含む。

本稿は最後に、2004年の消費者信用法案が成立した後にもEU法との調整が残されていることを示している。

ⁱ *Fair, Clear and Competitive - The Consumer Credit Market in the 21st Century, White Paper*, 2003, Cm. 6040 at 15.

ⁱⁱ 1974年法の基本枠組みと2004年までの改正については、尾島茂樹「イギリス消費者信用

法の現在」『クレジット研究《特集イギリスの消費者信用法制》』12頁以下（2005年）、現行法の2000年現在の条文については同特集73頁以下参照。